

固定資産税・都市計画税の
更正について

固定資産税・都市計画税は、1月1日(賦課期日)現在の固定資産の状況で課税します。
5月に納税通知書を送付していますが、納税通知書送付後に1月1日の固定資産の状況が課税状況と異なることが判明した場合又は申請により減免・減額を適用した場合には、評価額、課税標準額、税額等を更正して通知書を送付いたします。

更正の理由の例

- 1月1日の固定資産の状況が課税状況と異なることが判明した場合
- 道路敷地の申告があり、調査の結果道路敷地であることが確認できた場合
 - 家屋の新築、滅失が判明した場合、償却資産の修正申告があった場合
- 減免や減額の申請書を提出し、適用された場合
- 道路の寄付があった場合

更正について
詳しくはこちら



1 固定資産税・都市計画税に増減がある場合

更正した結果、税額が増減した場合、**固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産) 更正(賦課)決定通知書**を送付しています。(併せて、「固定資産税・都市計画税 納税通知書」を送付しています。)

固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産) 更正(賦課)決定通知書の見方

課税標準額が増減している場合

お持ちの資産(土地、家屋、償却資産)に異動があります。
異動した資産については、同封の
固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産) 更正(価格)決定通知書をご覧ください。

減免税額が
増加している場合

申請に基づき、**減免**を適用しています。

区 分		㉞ 更正前(円)	㉟ 更正後(円)	㉟-㉞ 差引増減額(円)
固 定 資 産 税	土地 課税標準額 (A)	2,500,000	2,000,000	-500,000
	家屋 課税標準額 (B)	0	0	0
	償却 課税標準額 (C)	2,000,000	1,500,000	-500,000
	合計 課税標準額 (D = A + B + C)	4,500,000	3,500,000	-1,000,000
	税率 (E)	1.4 %	1.4 %	
	軽減・減免前税額 (F = D × E)	63,000	49,000	-14,000
	共用土地税額 (G)	0	0	0
	軽減税額 (H)	0	0	0
	減免税額 (I)	0	3,000	3,000
	年税額 (J = F + G - H - I)	63,000	46,000	-17,000
都 市 計 画 税	土地 課税標準額 (K)	5,000,000	4,000,000	-1,000,000
	家屋 課税標準額 (L)	0	0	0
	合計 課税標準額 (M = K + L)	5,000,000	4,000,000	-1,000,000
	税率 (N)	0.3 %	0.3 %	
	軽減・減免前税額 (O = M × N)	15,000	12,000	-3,000
	共用土地税額 (P)	0	0	0
	軽減税額 (Q)	0	0	0
	減免税額 (R)	0	1,500	1,500
	年税額 (S = O + P - Q - R)	15,000	10,500	-4,500
	合計年税額 (J + S)	78,000	56,500	-21,500
期 別 税 額	第1期	21,000	21,000	0
	第2期	19,000	13,500	-5,500
	第3期	19,000	11,000	-8,000
	第4期	19,000	11,000	-8,000

区 分		㉡ 収納金額(円)	㉢ 更正後納付額(円)	㉢-㉡ 差引税額(円)
期 別 税 額	第1期	21,000	21,000	0
	第2期	19,000	13,500	0
	第3期	19,000	11,000	0
	第4期	19,000	11,000	0

㉢更正後納付額より
㉡収納金額が大きい場合

還付する税額があります。

後日、書類を送りますので、手続きしてください。

還付・充当について
詳しくはこちら



差引税額に金額がある場合

納付する税額が変わります。

- 納付書が同封されている場合
変更後税額の納付書を送付していますので、納付してください。
- 口座振替でお支払いの場合
納税通知書に記載の口座から振り替えます。

※過年度分、随時期分は振り替えできません。
同封の納付書で納付してください。

納付方法・
納付場所について
詳しくはこちら



㉢-㉡ 差引税額(円)

0
3,000
2,000
2,000

2 課税の根拠

この税は地方税法及び豊中市市税条例の規定によって課せられたものです。1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者（課税台帳、補充課税台帳に登録又は登記簿に登録されている人）が納税義務者となります。

3 固定資産税の減額

地方税法附則第15条の6から第15条の11までの適用を受けることとなる家屋については、固定資産税を一定の期間減額します。

4 審査の申出について

価格について不服がある場合は、固定資産価格等の決定（修正）及び登録通知書を受けた日から3か月以内において、固定資産評価審査委員会[※]に審査の申出ができます。

また、価格の不服については、直接裁判所に訴えることはできず、審査の申出にかかる固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、取消訴訟を提起することができます。

※ 固定資産評価審査委員会とは、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査する機関です。

5 審査請求について

1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1）審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

詳しくは固定資産税課までお問い合わせください。

6 納期限後の取り扱いについて

1 延滞金について

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

2 滞納処分について

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、滞納処分を受けることもあります。

※納税の猶予あるいは分割納付などのご相談は、**債権管理課（電話06-6858-2161直通）**までお願いします。

お問い合わせ先

課税根拠など固定資産税・都市計画税の内容について

固定資産税課 第一庁舎2階 **06(6858)2150【直通】**

納税相談について

債権管理課
06(6858)2161

納付方法について

税務管理課
06(6858)2170

市に関する総合的なお問い合わせ

総合コールセンター
06(6858)5050